三八・〇五	ガムテレビン油、ウッドテレビン油、硫酸テレビン油その他のテルペン油、蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）及び亜硫酸テレビンその他のパラフィン（粗のものに限る。）及びパイン油（アルファ－テルピネオールを主成分とするものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三八・〇六	ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三八・〇七	木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ及び植物性ピッチ並びにブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン、樹脂酸又は植物性ピッチをもととしたもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三八〇七・〇〇			
三八・〇八	殺虫剤、殺菌剤、殺鼠剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、芯及びろうそく並びにはえ取り紙）に限る。）	ＣＴＳＨ（有効成分の重量の五〇％以上が原産品である場合に限る。）又はＲＶＣ四〇	
三八・〇九	仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三八・一〇	金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒の芯又は被覆に使用する種類の調製品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三八・一一	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤（ガソリンを含む。）用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限る。）	ＣＴＨ、ＲＶＣ四〇又はＣＲ	
三八・一二	調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三八・一三	消火器用の調製品及び装塡物並びに装塡した消火弾	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三八・一四	有機の配合溶剤及び配合シンナー（他の項に該当するものを除く。）並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三八・一五	反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒（他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三八・一六	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（第三八・〇一項の物品を除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三八・一七	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第二七・〇七項又は第二九・〇二項のものを除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三八・一八	元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三八・一九	液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液（石油又は歴青油を含有しないもの及び石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％未満のものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三八一九・〇〇			
三八・二〇	調製不凍液及び調製解凍液	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三八二〇・〇〇			
三八・二一	微生物（ウイルス及びこれに類するものを含む。）用又は植物、人若しくは動物の細胞用の調製培養剤（保存用のものを含む。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三八二一・〇〇			
三八・二二	診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないかを問わない。）（第三〇・〇二項又は第三〇・〇六項のものを除く。）並びに認証標準物質	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三八二二・〇〇			

三八・二三	工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三八・二四	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＨ、ＲＶＣ四〇又はＣＲ	
三八・二五	化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注６のその他の廃棄物	ＷＯ	
三八二六・〇〇	バイオディーゼル及びその混合物（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％未満のものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三九	第七部　プラスチック及びゴム並びにこれらの製品		
	第三九類　プラスチック及びその製品		
三九・〇一	エチレンの重合体（一次製品に限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三九・〇二	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三九・〇三	スチレンの重合体（一次製品に限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三九・〇四	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三九・〇五	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三九・〇六	アクリル重合体（一次製品に限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三九・〇七	ポリアセタール、その他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三九・〇八	ポリアミド（一次製品に限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三九・〇九	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三九・一〇	シリコーン（一次製品に限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三九一〇・〇〇			
三九・一一	石油樹脂、クマロン－インデン樹脂、ポリテルペン、ポリスルホン及びこの類の注３のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三九・一二	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三九・一三	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三九・一四	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三九一四・〇〇			
三九・一五	プラスチックのくず	ＣＴＨ	
三九・一六	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの（プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三九・一七	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	